

1. 社会調査と倫理

(1) 倫理とは

道徳、モラル

(2) 社会調査の倫理問題 (特に社会福祉では問題が大きい)

人に知られたくない病気を持っているとき、その病気の人であるかわかるような調査結果を発表していいか？

対象者を2グループに分けて、違う援助方法で、対照比較して調査する場合、対象者に不利益が生じないか？

社会福祉学会 研究倫理要綱

B 事例研究

5. 自験例(1例もしくは少数例)の事例および社会福祉実践の既存データを活用して研究する場合は、対象者(当事者)を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例に加工が加えられている場合はその旨を表示しなければならない。
6. 当事者から実名公表の承諾を文書で得ている場合にはその旨が明示されなければならない。
7. 自験例の事例を使用する場合、あるいは口頭発表する場合は、前もって当事者から文書で承諾を得ることを原則とする。
8. 他験例の事例を使用する場合は、「引用」における規定が適用される。

C 調査

9. 調査を実施する際に、必要がある場合には、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守らなければならない。
10. 調査用紙(質問紙)の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。
11. 調査結果を改竄してはならない。
12. 調査研究の過程では、その手続き過程が詳細に示されなければならない。

対策

- ・ 倫理委員会を設ける
- ・ 対象者に対して、文書で内容を示し、協力を得る

(3) 社会調査とプライバシー

世論調査の対象者からのよくある苦情、質問

外国人であることを近所に知らせていないのに、外国人のアンケートが来た
自分の住所を知らせたくないのに、アンケートが来た
アンケートに「学歴」や「収入」を聞く項目があって、いやだ
なぜ自分だけ、対象に選ばれたかわからない
アンケートの回答に名前を書くのはいやだ
アンケートの回答を、調査員（アンケートを集める人）に見せるのはいやだ

いやがられる質問 ・ 年齢 ・ 学歴 ・ 収入 ・ 結婚 ・ 離婚歴 ・ 国籍

対策

- ・ 調査の意図をよく説明する
- ・ 必要ないことを聞かない、書かない
- ・ マイノリティ（少数者）に対する配慮
- ・ 対象者の抽出方法を明記する

(4) 個人情報の扱い

個人情報管理でよくあるトラブル

名前を書いた用紙を、まちがってゴミに出してしまった
サービス利用者の家をインターネットで公開してしまった
利用者の住所一覧をインターネットで公開してしまった
書類をまちがって別の家へ送ってしまった
ファックスをまちがって送ってしまった

対策

- ・ 個人情報管理規定を作る
- ・ 鍵付きロッカー、24時間管理の利用
- ・ インターネットの流出の注意
- ・ データのパスワード管理
- ・ シュレッダなどの廃棄処分
- ・ 使用するパソコンをインターネットに繋がらない
- ・ データを家に持って帰らない

<http://www.stat.go.jp/info/guide/public/kouhou/esurvey.htm>

「政府統計オンライン調査総合窓口(オンライン調査システム)」は、調査対象者の負担軽減、調査の効率的な実施に対応するため、従来から用いられてきた紙の調査票だけでなく、電子調査票を用いてオンラインによっても自宅や職場のパソコンから政府の統計調査に回答できるシステムです。

このシステムによって、

- ・調査対象者の都合の良いときに調査回答ができる
- ・他人の目に触れることなく、回答した調査票を提出することができる
- ・電子調査票の入力チェック機能によりデータの入力ミスを防ぐことができる
- ・調査員による調査対象者への調査票の配布・回収等の業務軽減が期待できる

といった、調査対象者の利便性やセキュリティの確保、業務の効率化が期待されます。



2. 社会調査と法律

(1) 統計法

国勢調査など主な国の調査についての法律

基幹統計調査 恐れことに拒否や虚偽の回答には罰則がある
・人口動態調査 ・医療施設統計 ・患者統計
・生命表 ・社会保障費用統計 ・牛乳乳製品統計 などなど

一般統計調査 うそをついても罰則はない
・身体障害児・者等実態調査など ・障害者雇用実態調査

調査の根拠法令というところに書いてある(はず)なので、確認してみてください

統計法改正の内容のポイント

・統計データの利用促進
委託による統計の作成、匿名データの作成・提供
調査票情報の提供 しかし企業による個人情報利用の問題もある

・統計の公表
基幹統計や一般統計調査の結果は、原則として作成した後に速やかにインターネットや冊子形式で公表をすることとしています。

・統計調査の対象者の秘密の保護
調査票情報などを統計の作成に関連する目的以外に利用・提供した者や、守秘義務規定に違反した者に対して、罰則が定められています(守秘義務規定に違反した場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)。

・「かたり調査」の禁止
国勢調査などの基幹統計調査について、その調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為(いわゆる「かたり調査」)を禁止しており、これに違反した者に対して、未遂も含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金の罰則が定められています。

・統計委員会の設置

(2) 社会福祉の法律と調査

* 高齢者のアンケート

介護保険法 第117条

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

老人福祉法 第20条の8

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

* 障害者のアンケート

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（総合支援法）

第八十八条

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

世帯について(調査票が2枚以上わたる場合は1枚目の方に記入してください)

1 世帯員の数
おとなが住んでいる人
子どもが住んでいる人
2 住居の種類
単独住居
共同住居
3 氏名及び男女の別
おとなが住んでいる人
子どもが住んでいる人

世帯員全員について(世帯員ごとに記入してください)

氏名	性別	年齢	出生の年月	出生の場所	配偶者の有無
	男				
	女				

9 5年前(平成21年6月19日)にどこに住んでいたか
10 6月12日(土)から18日までの1週間(18日を含む)に収入を得た仕事
11 従業者・通学者について
12 勤めか 自営かの別
13 勤め先・業主などの名称
14 本人の仕事の内容